

基発 0207 第 1 号
令和 2 年 2 月 7 日

別記の関係事業者団体の長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

「労働安全衛生法第 28 条第 3 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質による健康障害を防止するための指針の一部を改正する件」等の周知について（協力依頼）

労働基準行政の推進につきましては、平素より御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 28 条第 3 項において、厚生労働大臣は、がんその他の重度の健康障害を労働者に生ずるおそれのある化学物質で厚生労働大臣が定めるものを製造し、又は取り扱う事業者が当該化学物質による労働者の健康障害を防止するための指針を公表することとされており、労働安全衛生法第 28 条第 3 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質による健康障害を防止するための指針（健康障害を防止するための指針公示第 23 号（最終改正 平成 28 年 3 月 31 日付け健康障害を防止するための指針公示第 26 号）。以下「がん原性指針」という。）が公表されております。

先般、厚生労働省における「化学物質のリスク評価検討会」の「有害性評価小検討会」における検討の結果、アクリル酸メチル及びアクロレインについて実験動物にがんを引き起こすことが確認され、ヒトに対するがん原性は現在確定していないものの、労働者がこの物質に長期間ばく露された場合に、がんを生ずる可能性が否定できないことから、がん原性指針により健康障害防止措置について指導を行うことが適当との結論が得られたところです。

さらに、厚生労働省における「化学物質による労働者の健康障害防止措置に係る検討会」において、

- ①上記結論を踏まえ、アクリル酸メチル及びアクロレインについてがん原性指針に定める措置と同様の措置を講じることが必要であること
- ②がん原性指針の対象物質のうちメタクリル酸 2, 3-エポキシプロピルについて、作業環境測定の方法及び測定結果の評価に用いる指標（以下「作業環境測定方法等」という。）に係る技術的な検討の成果について、その内容は妥当であり、がん原性指針に反映させることが必要であること

との結論が得られました。

以上を踏まえ、今般、「労働安全衛生法第 28 条第 3 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質による健康障害を防止するための指針の一部を改正する件（令和 2 年 2 月 7 日付け健康障害を防止するための指針公示第 27 号。以下「指針公示第 27 号」という。）」を公示したところで

す。これによりがん原性指針が別添 1 の新旧対照表のとおり改正され、改正後のがん原性指針（以下「新指針」という。）は別添 2 のとおりとなります。

つきましては、貴団体におかれましても、新指針の趣旨を御理解いただき、新指針及び下記の留意事項について傘下会員に対する周知を図られますとともに、がん原性指針の対象物質による健康障害の防止対策が適切に行われるようお願い申し上げます。

記

第 1 留意事項

1 がん原性指針対象物質の追加について

新指針の対象物質は、これまでがん原性指針の対象物質として定められていた 2-アミノ-4-クロロフェノール等 38 物質に加え、法第 28 条第 3 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質として追加された以下の 2 物質（括弧内は CAS 登録番号を示す。）となる。

- ・アクリル酸メチル（96-33-3）
- ・アクロレイン（107-02-8）

これら 2 物質に係る物理化学的性質等の情報については、「職場のあんぜんサイト」の GHS 対応モデルラベル・モデル SDS 情報を参照されたい。

2 がん原性指針対象物質に関して講ずるべき措置について

メタクリル酸 2，3-エポキシプロピルについて、新指針では講ずるべき措置に作業環境測定等を追加している。

一方、アクロレインに関する作業環境測定方法等については、技術的な検討が未了であることから、新指針ではアクロレインについて講ずるべき措置から作業環境測定等を除外している。

第 2 関係通達の改正

1 全体的事項について

がん原性指針全体に対する留意事項について示している平成 28 年 3 月 31 日付け基発 0331 第 26 号「「労働安全衛生法第 28 条第 3 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質による健康障害を防止するための指針」について」（以下「全体的事項通達」という。）を別紙 1 のとおり改正する。

2 作業環境測定について

「屋外作業場等における作業環境管理に関するガイドラインについて（平成 17 年 3 月 31 日付け基発第 0331017 号）」の別表第 2 を別紙 2 のとおり改正する。

アクリル酸エステル工業会
 押出成形セメント板協会
 板硝子協会
 一般財団法人F A財団
 一般財団法人エンジニアリング協会
 一般財団法人化学物質評価研究機構
 一般財団法人建設業振興基金
 一般財団法人首都高速道路協会
 一般財団法人製造科学技術センター
 一般財団法人石炭エネルギーセンター
 一般財団法人先端加工機械技術振興協会
 一般財団法人大日本蚕糸会
 一般財団法人日本カメラ財団
 一般財団法人日本軸受検査協会
 一般財団法人日本船舶技術研究協会
 一般財団法人日本陶業連盟
 一般財団法人日本皮革研究所
 一般財団法人日本溶接技術センター
 一般財団法人ヒートポンプ・蓄熱センター
 一般財団法人マイクロマシンセンター
 一般社団法人日本在外企業協会
 一般社団法人アルコール協会
 一般社団法人海洋水産システム協会
 一般社団法人仮設工業会
 一般社団法人家庭電気文化会
 一般社団法人カメラ映像機器工業会
 一般社団法人火力原子力発電技術協会
 一般社団法人強化プラスチック協会
 一般社団法人軽仮設リース業協会
 一般社団法人軽金属製品協会
 一般社団法人建設産業専門団体連合会
 一般社団法人合板仮設材安全技術協会
 一般社団法人コンクリートポール・パイル協会
 一般社団法人色材協会
 一般社団法人自転車協会
 一般社団法人住宅生産団体連合会
 一般社団法人住宅リフォーム推進協議会
 一般社団法人潤滑油協会
 一般社団法人新金属協会
 一般社団法人全国スーパーマーケット協会
 一般社団法人全国LPガス協会
 一般社団法人全国クレーン建設業協会
 一般社団法人全国警備業協会
 一般社団法人全国建設業協会
 一般社団法人全国建築コンクリートブロック工業会
 一般社団法人全国石油協会
 一般社団法人全国中小建設業協会
 一般社団法人全国中小建築工事業団体連合会
 一般社団法人全国中小貿易業連盟
 一般社団法人全国鐵構工業協会
 一般社団法人全国登録教習機関協会
 一般社団法人全国防水工事業協会
 一般社団法人全国木質セメント板工業会
 一般社団法人全日本建築士会
 一般社団法人全日本航空事業連合会
 一般社団法人全日本マリンサプライヤーズ協会
 一般社団法人送電線建設技術研究会
 一般社団法人ソーラーシステム振興協会
 一般社団法人大日本水産会
 一般社団法人電気協同研究会
 一般社団法人電気設備学会
 一般社団法人電気通信協会
 一般社団法人電子情報技術産業協会
 一般社団法人電池工業会
 一般社団法人電力土木技術協会
 一般社団法人日本電設工業協会
 一般社団法人日本アスファルト合材協会
 一般社団法人日本アスファルト乳剤協会
 一般社団法人日本アミューズメントマシン協会
 一般社団法人日本アルミニウム協会
 一般社団法人日本アルミニウム合金協会
 一般社団法人日本医療機器工業会
 一般社団法人日本医療機器産業連合会
 一般社団法人日本医療法人協会
 一般社団法人日本印刷産業機械工業会

一般社団法人日本印刷産業連合会
一般社団法人日本エアゾール協会
一般社団法人日本エルピーガスプラント協会
一般社団法人日本エレベータ協会
一般社団法人日本オーディオ協会
一般社団法人日本陸用内燃機関協会
一般社団法人日本オプトメカトロニクス協会
一般社団法人日本音響材料協会
一般社団法人日本科学機器協会
一般社団法人日本化学工業協会
一般社団法人日本化学品輸出入協会
一般社団法人日本化学物質安全・情報センター
一般社団法人日本ガス協会
一般社団法人日本画像医療システム工業会
一般社団法人日本金型工業会
一般社団法人日本火薬銃砲商組合連合会
一般社団法人日本硝子製品工業会
一般社団法人日本機械工業連合会
一般社団法人日本機械設計工業会
一般社団法人日本機械土工協会
一般社団法人日本基礎建設協会
一般社団法人日本絹人繊維物工業会
一般社団法人日本金属プレス工業協会
一般社団法人日本金属屋根協会
一般社団法人日本空調衛生工事業協会
一般社団法人日本グラフィックサービス工業
会
一般社団法人日本クレーン協会
一般社団法人日本くん蒸技術協会
一般社団法人日本経済団体連合会
一般社団法人日本計量機器工業連合会
一般社団法人日本毛皮協会
一般社団法人日本建材・住宅設備産業協会
一般社団法人日本建設機械工業会
一般社団法人日本建設機械施工協会
一般社団法人日本建設機械レンタル協会
一般社団法人日本建設業連合会
一般社団法人日本建築材料協会
一般社団法人日本建築士事務所協会連合会
一般社団法人日本建築板金協会
一般社団法人日本港運協会
一般社団法人日本工業炉協会
一般社団法人日本航空宇宙工業会
一般社団法人日本工作機械工業会
一般社団法人日本工作機器工業会
一般社団法人日本合成樹脂技術協会
一般社団法人日本コミュニティーガス協会
一般社団法人日本ゴム工業会
一般社団法人日本サッシ協会
一般社団法人日本産業・医療ガス協会
一般社団法人日本産業機械工業会
一般社団法人日本産業車両協会
一般社団法人日本自動車機械器具工業会
一般社団法人日本自動車機械工具協会
一般社団法人日本自動車工業会
一般社団法人日本自動車車体工業会
一般社団法人日本自動車整備振興会連合会
一般社団法人日本自動車タイヤ協会
一般社団法人日本自動車部品工業会
一般社団法人日本自動認識システム協会
一般社団法人日本自動販売システム機械工業
会
一般社団法人日本試薬協会
一般社団法人日本写真映像用品工業会
一般社団法人日本砂利協会
一般社団法人日本照明工業会
一般社団法人日本食品機械工業会
一般社団法人日本私立医科大学協会
一般社団法人日本伸銅協会
一般社団法人日本新聞協会
一般社団法人日本繊維機械協会
一般社団法人日本染色協会
一般社団法人日本船舶電装協会
一般社団法人日本倉庫協会
一般社団法人日本造船協力事業者団体連合会
一般社団法人日本造船工業会
一般社団法人日本測量機器工業会
一般社団法人日本損害保険協会

一般社団法人日本ダイカスト協会
一般社団法人日本大ダム会議
一般社団法人日本鍛圧機械工業会
一般社団法人日本鍛造協会
一般社団法人日本タンナーズ協会
一般社団法人日本チタン協会
一般社団法人日本中小型造船工業会
一般社団法人日本中小企業団体連盟
一般社団法人日本鑄造協会
一般社団法人日本鉄鋼連盟
一般社団法人日本鉄塔協会
一般社団法人日本鉄道車輛工業会
一般社団法人日本鉄リサイクル工業会
一般社団法人日本電化協会
一般社団法人日本電気協会
一般社団法人日本電気計測器工業会
一般社団法人日本電機工業会
一般社団法人日本電気制御機器工業会
一般社団法人日本電子回路工業会
一般社団法人日本電子デバイス産業協会
一般社団法人日本電力ケーブル接続技術協会
一般社団法人日本ドウ・イット・ユアセルフ協会
一般社団法人日本銅センター
一般社団法人日本動力協会
一般社団法人日本道路建設業協会
一般社団法人日本時計協会
一般社団法人日本塗装工業会
一般社団法人日本鳶工業連合会
一般社団法人日本塗料工業会
一般社団法人日本内燃力発電設備協会
一般社団法人日本ねじ工業協会
一般社団法人日本農業機械工業会
一般社団法人日本配線システム工業会
一般社団法人日本配電制御システム工業会
一般社団法人日本船用機関整備協会
一般社団法人日本歯車工業会
一般社団法人日本ばね工業会
一般社団法人日本バルブ工業会
一般社団法人日本パレット協会
一般社団法人日本半導体製造装置協会
一般社団法人日本皮革産業連合会
一般社団法人日本左官業組合連合会
一般社団法人日本非破壊検査工業会
一般社団法人日本病院会
一般社団法人日本表面処理機材工業会
一般社団法人日本ビルディング協会連合会
一般社団法人日本フードサービス協会
一般社団法人日本フルードパワー工業会
一般社団法人日本分析機器工業会
一般社団法人日本粉体工業技術協会
一般社団法人日本ベアリング工業会
一般社団法人日本ベッ甲協会
一般社団法人日本ボイラ協会
一般社団法人日本ボイラ整備据付協会
一般社団法人日本防衛装備工業会
一般社団法人日本貿易会
一般社団法人日本望遠鏡工業会
一般社団法人日本芳香族工業会
一般社団法人日本縫製機械工業会
一般社団法人日本包装機械工業会
一般社団法人日本ホームヘルス機器協会
一般社団法人日本保温保冷工業協会
一般社団法人日本マリン事業協会
一般社団法人日本民営鉄道協会
一般社団法人日本綿花協会
一般社団法人日本木工機械工業会
一般社団法人日本溶接容器工業会
一般社団法人日本溶融亜鉛鍍金協会
一般社団法人日本猟用資材工業会
一般社団法人日本旅客船協会
一般社団法人日本臨床検査薬協会
一般社団法人日本冷蔵倉庫協会
一般社団法人日本冷凍空調工業会
一般社団法人日本冷凍空調設備工業連合会
一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会
一般社団法人日本ロボット工業会

一般社団法人日本綿業倶楽部
一般社団法人農業電化協会
一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会
一般社団法人不動産協会
一般社団法人プラスチック循環利用協会
一般社団法人プレハブ建築協会
一般社団法人林業機械化協会
印刷インキ工業連合会
印刷工業会
ウレタン原料工業会
ウレタンフォーム工業会
エポキシ樹脂工業会
塩ビ工業・環境協会
欧州ビジネス協会医療機器 IVD 委員会
押出発泡ポリスチレン工業会
化成品工業協会
可塑剤工業会
硝子繊維協会
関西化学工業協会
協同組合資材連
協同組合日本製パン製菓機械工業会
クロロカーボン衛生協会
研削砥石工業会
建設業労働災害防止協会
建設廃棄物協同組合
建設労務安全研究会
公益財団法人油空圧機器技術振興財団
公益財団法人安全衛生技術試験協会
公益財団法人NSKメカトロニクス技術高度化財団
公益財団法人工作機械技術振興財団
公益財団法人産業医学振興財団
公益財団法人日本小型貫流ボイラー協会
公益社団法人インテリア産業協会
公益社団法人建設荷役車両安全技術協会
公益社団法人産業安全技術協会
公益社団法人自動車技術会
公益社団法人全国解体工事業団体連合会
公益社団法人全国産業資源循環連合会
公益社団法人全国ビルメンテナンス協会
公益社団法人全国労働衛生団体連合会
公益社団法人全国労働基準関係団体連合会
公益社団法人全日本トラック協会
公益社団法人全日本サイン協会
公益社団法人全日本病院協会
公益社団法人全日本不動産協会
公益社団法人日本医師会
公益社団法人日本煙火協会
公益社団法人日本化学会 環境・安全推進委員会
公益社団法人日本建築家協会
公益社団法人日本建築士会連合会
公益社団法人日本作業環境測定協会
公益社団法人日本歯科医師会
公益社団法人日本歯科技工士会
公益社団法人日本精神科病院協会
公益社団法人日本セラミックス協会
公益社団法人日本洗浄技能開発協会
公益社団法人日本電気技術者協会
公益社団法人日本プラントメンテナンス協会
公益社団法人日本保安用品協会
公益社団法人日本ボウリング場協会
公益社団法人日本木材保存協会
公益社団法人ボイラ・クレーン安全協会
公益社団法人有機合成化学協会
合成ゴム工業会
合成樹脂工業協会
高発泡ポリエチレン工業会
港湾貨物運送事業労働災害防止協会
コンクリート用化学混和剤協会
酢ビ・ポパール工業会
写真感光材料工業会
触媒工業協会
触媒資源化協会
ステンレス協会
石油化学工業協会
石油連盟

日本高温断熱ウール工業会
全国仮設安全事業協同組合
全国ガラス外装クリーニング協会連合会
全国機械用刃物研磨工業協同組合
全国グラビア協同組合連合会
全国クリーニング生活衛生同業組合連合会
全国建設業協同組合連合会
全国興行生活衛生同業組合連合会
全国自動ドア協会
全国社会保険労務士会連合会
全国商工会連合会
全国醸造機器工業組合
全国製菓機器商工協同組合
全国製菓厨房機器原材料協同組合
全国タイヤ商工協同組合連合会
全国段ボール工業組合連合会
全国中小企業団体中央会
全国伝動機工業協同組合
全国土壌改良資材協議会
全国トラクターミナル協会
全国農業協同組合中央会
全国ミシン商工業協同組合連合会
全国鍍金工業組合連合会
全日本印刷工業組合連合会
全日本紙製品工業組合
全日本革靴工業協同組合連合会
全日本光沢化工紙協同組合連合会
全日本シール印刷協同組合連合会
全日本紙器段ボール箱工業組合連合会
全日本スクリーン・デジタル印刷協同組合連合会
全日本製本工業組合連合会
全日本電気工事業工業組合連合会
全日本爬虫類皮革産業協同組合
全日本プラスチック製品工業連合会
全日本木工機械商業組合
ダイヤモンド工業協会
中央労働災害防止協会
電機・電子・情報通信産業経営者連盟

電気硝子工業会
電気機能材料工業会
電気事業連合会
電線工業経営者連盟
天然ガス鉱業会
独立行政法人労働者健康安全機構
トラクター懇話会
奈良県毛皮革協同組合連合会
ニッケル協会東京事務所
日本圧力計温度計工業会
日本医薬品添加剤協会
日本エアゾルヘアーラッカー工業組合
日本ABS樹脂工業会
日本LPガス協会
日本オートケミカル工業会
日本界面活性剤工業会
日本化学繊維協会
日本ガスメーター工業会
日本ガソリン計量機工業会
日本家庭用殺虫剤工業会
日本家庭用洗剤工業会
日本火薬工業会
日本硝子計量器工業協同組合
日本ガラスびん協会
日本革類卸売事業協同組合
日本機械工具工業会
日本機械鋸・刃物工業会
日本靴工業会
日本グラフィックコミュニケーションズ工業組合連合会
日本化粧品工業連合会
日本建築仕上学会
日本建築仕上材工業会
日本顕微鏡工業会
日本高圧ガス容器バルブ工業会
日本光学工業協会
日本光学測定機工業会
日本鉱業協会
日本工業塗装協同組合連合会

日本工作機械販売協会	日本フォーム印刷工業連合会
日本合板工業組合連合会	日本フォームスチレン工業組合
日本香料工業会	日本弗素樹脂工業会
日本ゴム履物協会	日本部品供給装置工業会
日本酸化チタン工業会	日本プラスチック機械工業会
日本産業洗浄協議会	日本プラスチック工業連盟
日本試験機工業会	日本フルオロカーボン協会
日本室内装飾事業協同組合連合会	日本ヘアカラー工業会
日本自動車輸入組合	日本PETフィルム工業会
日本自動販売機保安整備協会	日本ボイラー・圧力容器工業組合
日本酒造組合中央会	日本防疫殺虫剤協会
日本商工会議所	日本紡績協会
日本真空工業会	日本ポリオレフィンフィルム工業組合
日本吹出口工業会	日本無機薬品協会
日本スチレン工業会	日本メンテナンス工業会
日本製缶協会	日本木材防腐工業組合
日本製紙連合会	日本有機過酸化工業会
日本精密機械工業会	日本輸入化粧品協会
日本精密測定機器工業会	日本窯業外装材協会
日本製薬団体連合会	日本溶剤リサイクル工業会
日本石鹼洗剤工業会	日本羊毛産業協会
日本石鹼洗剤工業組合	日本浴用剤工業会
日本接着剤工業会	農薬工業会
日本ゼラチン・コラーゲン工業組合	発泡スチロール協会
日本繊維板工業会	光触媒工業会
日本ソーダ工業会	普通鋼電炉工業会
日本暖房機器工業会	米国医療機器・IVD 工業会
日本チェーン工業会	ポリカーボネート樹脂技術研究会
日本チェーンストア協会	モノレール工業協会
一般社団法人日本鋳鍛鋼会	陸上貨物運送事業労働災害防止協会
日本陶磁器工業協同組合連合会	硫酸協会
日本内航海運組合総連合会	林業・木材製造業労働災害防止協会
日本内燃機関連合会	ロックウール工業会
日本難燃剤協会	一般財団法人食品産業センター
日本パーマネントウェーブ液工業組合	一般社団法人日本食品添加物協会
日本バーミキュライト工業会	カーボンブラック協会
日本歯磨工業会	一般社団法人産業環境管理協会
日本ビニル工業会	一般社団法人セメント協会
日本肥料アンモニア協会	一般社団法人 JATI 協会

一般社団法人日本科学飼料協会
一般社団法人日本防水材料協会
アスファルトルーフィング工業会
FRP 防水材工業会
合成高分子ルーフィング工業会
日本ウレタン建材工業会
トーチ工法ルーフィング工業会
一般社団法人建築防水安全品質協議会
日本塗り床工業会
エンプラ技術連合会
協同組合日本飼料工業会
日本パウダーコーティング協同組合
せんい強化セメント板協会
一般社団法人石膏ボード工業会
一般社団法人 ALC 協会
インテリアフロア工業会
一般社団法人日本溶接協会
せんい強化セメント板協会
一般社団法人日本溶接材料工業会
吸水性樹脂工業会

◎労働安全衛生法第28条第3項の規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質による健康障害を防止するための指針の一部を改正する指針
新旧対照表

改正案	現行
1 (略)	1 (略)
<p>2 対象物質 (CAS 登録番号) この指針において、対象物質 (CAS 登録番号) は、<u>アクリル酸メ チル (96-33-3)、アクロレイン (107-02-8)、2-アミノ-4-クロ ロフェノール (95-85-2)、アントラセン (120-12-7)、エチルベンゼ ン (100-41-4)、2, 3-エポキシ-1-プロパノール (556-52-5)、塩 化アリル (107-05-1)、オルト-フェニレンジアミン及びその塩 (95-54-5 ほか)、キノリン及びその塩 (91-22-5 ほか)、1-クロロ- 2-ニトロベンゼン (88-73-3)、クロロホルム (67-66-3)、酢酸ビニ ル (108-05-4)、四塩化炭素 (56-23-5)、1, 4-ジオキサソ ン (123-91-1)、1, 2-ジクロロエタン (別名二塩化エチレン) (107-06-2)、1, 4-ジクロロ-2-ニトロベンゼン (89-61-2)、2, 4-ジクロ ロ-1-ニトロベンゼン (611-06-3)、1, 2-ジクロ (78-87-5)、ジクロロメタン (別名二塩化メチレン) (75-09-2)、N, N-ジメチルアセトアミド (127-19-5)、ジメチル-2, 2-ジクロ ロビニルホスフェイト (別名DDVP) (62-73-7)、N, N-ジメチ ルホルムアミド (68-12-2)、スチレン (100-42-5)、4-ターシャリ -ブチルカテコール (98-29-3)、多層カーボンナノチューブ (がんその 他の重度の健康障害を労働者に生ずるおそれのあるものとして厚生 労働省労働基準局長が定めるものに限る。)、1, 1, 2, 2-テト ラクロロエタン (別名四塩化アセチレン) (79-34-5)、テトラクロ ロエチレン (別名パークロルエチレン) (127-18-4)、1, 1, 1-トリ クロロエタン (71-55-6)、トリクロロエチレン (79-01-6)、ノルマ ル-ジクロルベンゼン (106-46-7)、パラ-ニトロアニソール (100-17-4)、 パラ-ニトロクロルベンゼン (100-00-5)、ヒドレンジン及びその塩並 びにヒドレンジン-水和物 (302-01-2、7803-57-8 ほか)、ピフェニル (92-52-4)、2-ブテナール (123-73-9、4170-30-3 及び 15798-64-8)、 1-ブromo-3-クロロプロパン (109-70-6)、1-ブromoブタン</u></p>	<p>2 対象物質 (CAS 登録番号) この指針において、対象物質 (CAS 登録番号) は、2-アミノ- 4-クロロフェノール (95-85-2)、アントラセン (120-12-7)、エチ ルベンゼン (100-41-4)、2, 3-エポキシ-1-プロパノール (556-52-5)、塩化アリル (107-05-1)、オルト-フェニレンジアミン 及びその塩 (95-54-5 ほか)、キノリン及びその塩 (91-22-5 ほか)、1 -クロロ-2-ニトロベンゼン (88-73-3)、クロロホルム (67-66-3)、 酢酸ビニル (108-05-4)、四塩化炭素 (56-23-5)、1, 4-ジオキサ ソ (123-91-1)、1, 2-ジクロロエタン (別名二塩化エチレン) (107-06-2)、1, 4-ジクロロ-2-ニトロベンゼン (89-61-2)、 2, 4-ジクロロ-1-ニトロベンゼン (611-06-3)、1, 2-ジク ロロパン (78-87-5)、ジクロロメタン (別名二塩化メチレン) (75-09-2)、N, N-ジメチルアセトアミド (127-19-5)、ジメチル -2, 2-ジクロロビニルホスフェイト (別名DDVP) (62-73-7)、 N, N-ジメチルホルムアミド (68-12-2)、スチレン (100-42-5)、 4-ターシャリ-ブチルカテコール (98-29-3)、多層カーボンナノチ ューブ (がんその他の重度の健康障害を労働者に生ずるおそれのある ものとして厚生労働省労働基準局長が定めるものに限る。)、1, 1, 2, 2-テトラクロロエタン (別名四塩化アセチレン) (79-34-5)、 テトラクロロエチレン (別名パークロルエチレン) (127-18-4)、1, 1, 1-トリクロロエタン (71-55-6)、トリクロロエチレン (79-01-6)、 ノルマル-ジクロルベンゼン (106-46-7)、パラ-ニトロアニソール (100-17-4)、パラ-ニトロクロルベンゼン (100-00-5)、ヒドレンジ ン及びその塩並びにヒドレンジン-水和物 (302-01-2、7803-57-8 ほか)、 ピフェニル (92-52-4)、2-ブテナール (123-73-9、4170-30-3 及び 15798-64-8)、1-ブromo-3-クロロプロパン (109-70-6)、1-ブ romoブタン (109-65-9)、メタクリル酸 2, 3-エポキシプロピル</p>

(109-65-9)、メタクリル酸2，3-エポキシプロピル(106-91-2)並びにメチルイソブチルケトン(108-10-1)をいう。(以下略)

- 3 (略)
- 4 作業環境測定について
(1)・(2) (略)
(3) 対象物質等を製造し、又は取り扱う業務については、次の措置を講ずること。
ア 屋内作業場について、対象物質(アクロレインを除く。)の空气中における濃度を定期的に測定すること。なお、測定は作業環境測定士が実施することが望ましい。また、測定は6月以内ごとに1回実施するよう努めること。
イ 作業環境測定(2-アミノ-4-クロロフェノール、アントラゼン、キノリン及びその塩、1,4-ジクロロ-2-ニトロベンゼン、多層カーボンナノチューブ(がんその他の重度の健康障害を労働者に生ずるおそれのあるものとして厚生労働省労働基準局長が定めるものに限る。))並びに1-ブロモブタン又はこれらをその重量の1パーセントを超えて含有するもの(以下「2-アミノ-4-クロロフェノール等」という。)を製造し、又は取り扱う業務に係る作業環境測定を除く。)を行ったときは、当該測定結果の評価を行い、その結果に基づき施設、設備、作業方法及び作業方法等を行うこと。(略)

- 5～6 (略)
- 7 危険有害性等の表示及び譲渡提供時の文書交付について
(1) 対象物質等のうち、労働安全衛生法第57条及び第57条の2の規定の対象となるもの(以下「表示・通知対象物」という。)を譲渡し、又は提供する場合は、これらの規定に基づき、容器又は包装に名称等の表示を行うとともに、相手方に安全データシート(以下「SDS」という。)の交付等により名称等を通知すること。

(106-91-2)並びにメチルイソブチルケトン(108-10-1)をいう。(以下略)

- 3 (略)
- 4 作業環境測定について
(1)・(2) (略)
(3) 対象物質等を製造し、又は取り扱う業務については、次の措置を講ずること。
ア 屋内作業場について、対象物質(メタクリル酸2，3-エポキシプロピルを除く。)の空气中における濃度を定期的に測定すること。なお、測定は作業環境測定士が実施することが望ましい。また、測定は6月以内ごとに1回実施するよう努めること。
イ 作業環境測定(2-アミノ-4-クロロフェノール、アントラゼン、キノリン及びその塩、1,4-ジクロロ-2-ニトロベンゼン、多層カーボンナノチューブ(がんその他の重度の健康障害を労働者に生ずるおそれのあるものとして厚生労働省労働基準局長が定めるものに限る。))、1-ブロモブタン並びにメタクリル酸2，3-エポキシプロピル又はこれらをその重量の1パーセントを超えて含有するもの(以下「2-アミノ-4-クロロフェノール等」という。)を製造し、又は取り扱う業務に係る作業環境測定を除く。)を行ったときは、当該測定結果の評価を行い、その結果に基づき施設、設備、作業方法及び作業方法等を行うこと。(略)

- 5～6 (略)
- 7 危険有害性等の表示及び譲渡提供時の文書交付について
(1) 対象物質等のうち、労働安全衛生法第57条及び第57条の2の規定の対象となるもの(以下「表示・通知対象物」という。)を譲渡し、又は提供する場合は、これらの規定に基づき、容器又は包装に名称等の表示を行うとともに、相手方に安全データシート(以下「SDS」という。)の交付等により名称等を通知すること。

また、SDSの交付等により表示・通知対象物の名称等を通知された場合は、同法第101条第4項の規定に基づき、通知された事項を作業場に掲示する等により労働者に周知すること。(略)

(2) (削る)

また、SDSの交付等により表示・通知対象物の名称等を通知された場合は、同法第101条第2項の規定に基づき、通知された事項を作業場に掲示する等により労働者に周知すること。(略)

(2) 対象物質等のうち、労働安全衛生法第57条の2の規定の対象となるもの(同法第57条の規定の対象となるものを除く。以下「通知対象物」という。)を譲渡し、又は提供する場合は、同法第57条の2の規定に基づき、相手方にSDSの交付等により名称等を通知すること。また、SDSの交付等により通知対象物の名称等を通知された場合は、同法第101条第2項の規定に基づき、通知された事項を作業場に掲示する等により労働者に周知すること。さらに、通知対象物を譲渡し、若しくは提供する場合は労働者(通知対象物を製造し、又は輸入する事業者の労働者を含む。)に通知対象物を取り扱わせる場合は、労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)第24条の14の規定又は表示・通知促進指針第4条第1項の規定に基づき、容器又は包装に名称等の表示を行うこと。このほか、労働者(通知対象物を製造し、又は輸入する事業者の労働者をいう。以下(2)において同じ。)に通知対象物を取り扱わせる場合は、表示・通知促進指針第4条第5項及び第5条第1項の規定に基づき、SDSを作成するとともに、その記載事項を作業場に掲示する等により労働者に周知すること。

(2) 対象物質等のうち、上記(1)以外のもの(以下「表示・通知努力義務対象物」という。)を譲渡し、又は提供する場合は、労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)第24条の14及び第24条の15並びに表示・通知促進指針第2条第1項及び第3条第1項の規定に基づき、容器又は包装に名称等の表示を行うとともに、相手方にSDSの交付等により名称等を通知すること。(以下略)

(3) 対象物質等のうち、上記(1)及び(2)以外のもの(以下「表示・通知努力義務対象物」という。)を譲渡し、又は提供する場合は、労働安全衛生規則第24条の14及び第24条の15並びに表示・通知促進指針第2条第1項及び第3条第1項の規定に基づき、容器又は包装に名称等の表示を行うとともに、相手方にSDSの交付等により名称等を通知すること。(以下略)